

視察概要書

1 視察日時 令和5年11月14日(火) 午前10時00分～午前11時30分

2 視察先 八王子市役所
(住所：東京都八王子市元本郷町
三丁目24番1号)



3 調査事項 夏季休業中の学童保育所における昼食提供について

4 視察先概要

- (1) 挨拶 八王子市役所 教育委員会生涯スポーツ部
放課後児童支援課長 倉田 直子 氏
- (2) 説明者 八王子市役所 教育委員会生涯スポーツ部
放課後児童支援課 天野 憲一 氏
放課後児童支援課 和泉 絢香 氏

(3) 視察先概要：東京都八王子市

ア 人口： 561,457人 (令和5年3月末現在)

イ 面積： 186.38km²



▲八王子市 倉田課長 挨拶



▲視察中の様子

5 調査項目

- (1) 夏季休業中の学童保育所における昼食提供の実施概要について
- (2) 事業実施のきっかけ・経緯について
- (3) 事業実施するに当たって課題となったことについて
- (4) 昼食提供を実施している学童保育所の数及び利用人数について
- (5) 学童保育所における昼食提供を利用する保護者等の声、反響等について
- (6) 市の財政負担について
- (7) 学童保育所間で情報共有する場の有無について
- (8) 学童保育所に通所していない児童に対する昼食提供について
- (9) 今後の課題、展望等について

6 視察の目的

共働きの家庭が増える中で、給食がない夏季休業中の児童生徒の栄養バランスの偏りや保護者のお弁当作りに係る負担が課題となっている。夏季休業中に学童保育所において、昼食を提供する取組みを展開されている八王子市を調査・研究するもの。

7 施策等の概要

八王子市は、児童生徒の健康維持増進や保護者の負担軽減を図ることを目的とした子育て支援策として、学童保育所において小学校給食調理室の調理機能を活用し、昼食提供を実施する事業を展開している。

8 主な質疑応答

Q 1 学童保育の所管部署が教育委員会となっている八王子市において、放課後の子どもの場は、教育行政の一つとして考えられているのか。

A 1 学童保育所が福祉ではなく教育だという考えを持っている訳ではない。学童保育は、あくまでも福祉の分野だと思っているが、教育と一体的に運用するために組織として教育委員会に配置している。

Q 2 放課後子ども教室と学童保育所の違いは何か。

A 2 放課後子ども教室は全児童対策なので、その小学校に通っている児童であれば、小学校1年生から6年生まで誰が来てもよく、無料で利用できる。学童保育所は、基本的に小学校1年生から3年生までが対象の施設で、保護者が働いていたり、病気だったり、自宅で児童を監護する人がいない場合に申し込みができ、利用できる児童に限られる施設である。また、保育をするかしないかの違いがある。放課後子ども教室は、あくまで居場所・遊び場所なので保育をしない。学童保育も同じく居場所・遊び場所であるが、指導員が付いて保育を行う。

Q 3 昼食を提供するに当たり、学童保育所を運営する側と行政との間で立場や認識の違いが課題として挙がってくるのではないかと考えるが、その点の経験談を教えてください。

A 3 夏休みのお弁当づくりの保護者の負担に関しては、十数年前から課題としてあったが、新しいことに取り組んでいくということに対して、責任問題をどうするのかなど、現場の学童保育所から反対の意見があったので、実施ができていない状況であった。八王子市は、学童保育を指定管理で行っているので、指定管理における実施確認の際などに現場の学童保育所に昼食提供に対するニーズがあることを説明し、誰のためにやるのか、子ども達のためにやるということを現場に伝えていた。いきなりの本格実施ではなく、試行実施をした中で検証を丁寧に伝えることで、導入の効果を理解していただいた。初めは反対意見を受けるかもしれないが、どういう目的で、誰のためにやるのかということ丁寧に現場に伝えていくことが必要であると考えます。

Q 4 行政の多くは、一人の子どもに対する施策でも福祉と教育に部署が分かれて縦割りになっているが、八王子市は、機構改革で教育委員会と組織を一体としたとのことで、機構改革に持って行くまでの雰囲気づくりはどのようにされたのか。

A 4 行政職員の中にも新しいことに取り組む意欲を持っている職員はいる。今回の事業も学童保育所担当と学校給食担当のそれぞれが子供たちのために何かできないかという気持ちを持ち、職員で何回も話し合い・調整を行った。「思い」が一番大事であり、またその思いを認めてくれる上司も重要である。

Q 5 子ども食堂も方向性は大きく変わらないと考えるが、子ども食堂との事業の共有など、方向性を考えられているのか。

A 5 貧困の子供に対する食事提供というのが、子ども食堂と絡んでくると思うが、放課後子ども教室は全児童対策なので、学童保育よりは貧困の子供がいる可能性が高い。八王子市では、放課後子ども教室でおやつを提供を試行実施している。子ども食堂が集めたお菓子や食材を放課後子ども教室に持ってきていただき、子供たちにおやつを提供し、その場で子ども食堂のPRをして、子供たちに子ども食堂の存在を知ってもらう連携をしている。学童の昼食提供が子ども食堂と直接関わるということは想定をしていないが、学童の昼食提供と放課後子ども教室の昼食提供はかかわってくるので、それぞれ連携しながら、網の目から落ちる子がいないように、いろいろな手段を使って発信し、実施し、どこかの団体が困っている子を救えるようにネットワークで対応する想定をしている。

Q 6 学童保育所の委託料等について

A 6 八王子市は、学童保育所をすべて指定管理で行っている。人件費に関しては、最大の人数で予算を計上しているため、実際定員までいかない施設もあることから、かなり人件費に余裕を持っている。物価高騰や処遇改善等による経費の増加分というのは、その範囲内で賄えるような形になっている。

9 考察

ア 現状や事業効果

学童保育所を所管する放課後児童支援課では、夏季休業中の保護者の毎朝のお弁当作りの負担や食中毒など衛生面についての課題が以前から挙がっており、学童保育所での昼食提供が求められていた。一部施設では、保護者の要望に応えるため、仕出し弁当の提供（実費徴収）等を行っていた。一方、学校給食を所管する学校給食課では、給食がない日の児童生徒のカルシウム、ビタミン、ミネラルの摂取量が減少しているなど、栄養バランスの偏りが報告されていた。放課後児童支援課と学校給食課のそれぞれに課題がある中で、市として、夏休み稼働していない給食調理室を活用できないか、また、子ども達に栄養バランスを意識した昼食を提供できないかを考え、双方の部署で協議を行い、夏季休業中の児童生徒の健康維持増進や保護者の負担軽減を図ることを目的とした子育て支援策として、学童保育所において小学校給食調理室の調理機能を活用した昼食提供を開始した。令和元年度に2校で試行実施を開始し、令和5年度では42校の小学校で実施されている。

▶実施概要

実施時期	夏季休業中の2～5日間
昼食費	1食当たり250円
献立・発注・衛生管理担当者	学校栄養士
調理担当者	正規給食調理員・委託調理業者
昼食場所への引率・給食指導	学童保育所指導員
アレルギー対応	アレルギー除去食の対応は原則なし

▶実施スケジュール

実施時期	内容
5月下旬～6月下旬	実施校との事前調整
6月下旬～7月下旬	献立、食育教材、保護者宛お便りの作成・配布
実施日2週間前	希望調査締め切り、食数とりまとめ、集金、食材発注
7月下旬～下旬	昼食提供実施、アンケート配布

▶事業成果（実施効果）

昼食提供を利用する児童及び保護者にアンケートを実施し、利用者の声を把握、検証が行われている。

・子育て支援策としての有効性

小学校給食調理室で調理された栄養バランスの取れた温かい昼食や冷たいデザートを提供は、猛暑によるお弁当の食中毒のリスクや子供の栄養バランスの不安を払拭することができ、保護者から安心できたとの声が多く寄せられた。また、毎日のメニュー考案やお弁当作りへの精神的な負担軽減において、有効な取組みとなった。

・保護者の朝の負担軽減

夏季休業中の朝は、保護者の91%が7時前に起床し、お弁当作りをしている。お弁当作りに要する時間は、45分以内が89%で45分以上を要する保護者が約11%である。出勤時間は、学童保育所が開所する午前8時30分より前が57.8%である。夏季休業中の昼食提供は98.8%の保護者が負担軽減になったと回答している。

・児童の健康維持増進

保護者が子供の日々の食事や昼食に対して気にかけていることは、栄養バランスであり、アンケートでも栄養バランスについて、81.4%の保護者が重視していた。しかし、現実のお弁当作りは、猛暑でも痛みに強い食材に限定せざるを得ないことや、食べ残しがいいよう子供が好きなものを入れるなど栄養が偏りがちとなっている。昼食提供は、温かい食事が取れるだけでなく、保護者が特に重要視している栄養バランスに配慮したから、児童の健康維持増進につながる取組みとなった。

▶事業実施に当たっての課題

・引率時の児童の体調管理

猛暑の中、学校外施設から小学校まで移動することに対する体調面での不安

・給食調理室で調理した昼食の持ち出し

建築基準法の規定により、校舎外に搬出することができず、学校給食衛生管理上の観点からも課題

・対象児童の拡大

放課後子ども教室に参加する児童や学童保育所卒所後の児童への昼食提供を希望する声

イ 本市に導入できることや検討

共働き世帯やひとり親世帯の増加に伴う、長期休業中のお弁当づくりの保護者の負担や子どもの栄養バランスの偏りなどの課題は、本市においても同様に掲げられている問題である。本市の各小学校には調理室の設備があることから、その設備を利用し、学童保育所や委託調理業者等と連携をとれば、昼食提供事業を実施することは可能と考える。立場が異なっても、目指す最終目標は一つであり、「子どものため」という目標に向かって、それぞれが何をすべきかを考える職員の意識の醸成を図る必要がある。

ウ 本市に導入した場合の課題

夏季休業中の昼食提供については、市や学校、学童保育所、委託調理業者など様々な機関が相互に連携・協力し合って成り立つものである。

事業実施に関わる各機関が同じ目標に向かって相互に連携していくためには、横のつながりである協議会等の設立は必須であり、市役所内の担当部局間の相互の連携も同様である。八王子市が実施したように、子どもや保護者等にアンケートを実施し、事業の目的や意義を、連携する機関の相互間で共有するなど、事業の実施を丁寧に進めていくことで、目的が明確となり、職員の意識も醸成され、よりよい事業に発展していくと考える。



▲八王子市議会議場にて